

## 総合補償制度のご案内

お客様が安心してご利用いただけるために、「補償制度」をご用意しております。お客様に若干の補償料をご負担いただくことで機械の盗難、不意の事故や破損で生じる費用を大幅に軽減することができます。

### 万一事故が起こったときは…

#### ① まず負傷者の救護を

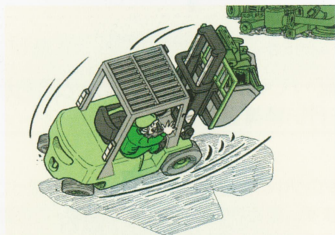
ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急装置を行うことが最優先です。

#### ② 路上などの危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させて下さい。または物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行ってください。

#### ③ 警察への事故の届出を

- (1) 事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。  
(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。また、道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。)
- (2) 盗難事故(車両・機械など)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をして下さい。
- (3) その他官公庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。



#### ④ ただちに当社営業所までご連絡を

- (1) 事故発生の日時
- (2) 事故発生の場所
- (3) お客様のお名前、住所、連絡先(TEL、FAX、担当者名)、運転者氏名、お客様との関係、免許内容、事故車のレンタル機種機番、損害の内容および程度。
- (4) 事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度なども)
- (5) 相手の住所、氏名、会社名、電話番号など
- (6) 搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号

- 物損事故……機械・器物の被害物の場合  
→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
- 人身事故……ケガの内容、病院名、電話番号

※人身事故の場合は、特に被害者のお見舞いをしてください。  
※事故報告は速やかにご連絡下さい。遅延しますと補償できない場合があります。

#### ⑤ 修理期間中の休車料について

以下の修理期間中の休車料はお客様負担となります。

- 事故による修理  
:お客様の誤った使用方法による故障の修理  
:始業前点検を怠った使用による事故  
(オイル・冷却水・安全装置などのチェック漏れ等)

## ご注意

- 賠償金の確定・示談の決定などには当社の承認といたします。万一独自による和解等により過重された賠償金の請求が発生しても補償できません。
- 盗難事故の場合、警察が「盗難事故」と扱っていることが補償の条件です。警察扱いが紛失や置き忘れなどの場合は補償の対象外となります。
- 貸し渡し期間が2日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
- 過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金はおお客様のご負担となります。
- 補償につきましては休車料は含まれておりません。  
(高額修理、盗難の場合は最長3ヶ月分のリース代を請求させていただきます。)
- 人身事故において、労災が適応されるべき事故は労災を優先していただきます。
- 同一のお客様による2回目以降の盗難事故発生の場合は免責代を2倍の価格にてご請求させていただきます。  
(最終盗難事故発生日より1年を経過した時点で通常契約に戻ります。)
- 事故現場からの事故機の引き上げ代及びレッカー代はおお客様のご負担とさせていただきます。